

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の納付猶予牛に係る1頭当たりの負担金単価について【令和2年4・5・6月分】
（追加公表）

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）の附則13、21及び27の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る負担金の額については、それぞれ同附則14、15、22及び28の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となっています。

令和2年4・5・6月の交付金単価の確定により、当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の負担金単価を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

肉専用種（北陸ブロック、東海ブロック及び近畿ブロック）

算出の区域	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月
新潟県	54,951.525 円	43,879.725 円	35,968.5 円
石川県	58,407.075 円	47,335.275 円	39,424.05 円
福井県	62,984.7 円	51,912.9 円	6,047.325 円
岐阜県	32,023.575 円	24,768.0 円	0 円
愛知県	31,634.325 円	24,378.75 円	58,832.55 円
三重県	32,005.125 円	24,749.55 円	59,203.35 円
滋賀県	59,278.275 円	44,553.6 円	52,743.825 円
京都府	57,142.575 円	42,417.9 円	50,608.125 円
大阪府	49,488.3 円	34,763.625 円	42,953.85 円
兵庫県	118,036.125 円	103,311.45 円	75,697.425 円
奈良県	53,659.8 円	38,935.125 円	47,125.35 円
和歌山県	52,902.675 円	38,178.0 円	46,368.225 円

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：青木、飯尾、山口、小南、峯岸
電話：03-3583-8562